平成２３年（フ）第８６９号
埼玉県加須市大門町20番５号
債務者　鈴木　　覚（旧姓越）
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８８８号
埼玉県川口市朝日６丁目22番13号　大谷荘202号
債務者　高橋　ノリ（旧姓井坂・山田）
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９２１号
埼玉県幸手市栄１番13―103号
債務者　中谷　潔子
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９３０号
埼玉県久喜市栄１丁目６番地２　レオパレス田口105号、旧住所茨城県筑西市伊讃美987番地２
債務者　野口由美子
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９４６号
埼玉県志木市中宗岡１丁目８番52号
債務者　小林　朱美（旧姓宇田）
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９６１号
埼玉県朝霞市膝折町１丁目10番８号　ヴィラアメニティ305号
債務者　今西　充子
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９８７号
さいたま市西区三橋６丁目265番地１　K・Kロイヤルマンション303
債務者　新井　和行
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１００５号
埼玉県新座市栗原６丁目３番３号　佐久間荘103号室
債務者　山本二三男
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６９２号
大阪市淀川区田川北２丁目１番２号
債務者　田辺　　妙
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７４９号
大阪府守口市藤田町５丁目35番13号
債務者　村田　仁美
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０７６号
大阪府枚方市禁野本町１丁目13番９号
債務者　三木　昭彦
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２６７号
大阪府大東市灰塚５丁目３番61号コーポ灰塚101号
債務者　高崎　紀子
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０６０号
大阪府吹田市日の出町９番21号
債務者　今岡　武男
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０６８号
大阪府枚方市桜丘町５番13―201号
債務者　一宮　世紀
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３４３号
大阪市西成区出城２丁目３番２―211号
債務者　平松　洋子
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３４９号
大阪市生野区巽西２丁目12番14―302号
債務者　武内ひとみ
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４１６号
大阪市平野区喜連西３丁目８番４―1413号
債務者　平　　正子
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４６８号
大阪市西区江之子島１丁目１番９―1522、住民票上の住所大阪市浪速区下寺２丁目９番２号
債務者　福島　敏明
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部